

株式会社かんぽ生命保険に対して認可した資産の運用方法

1. 保険業法施行規則第47条第1号に掲げる有価証券の取得
2. 保険業法施行規則第47条第3号に掲げる金銭債権の取得
3. 保険業法施行規則第47条第5号に掲げる金銭の貸付けのうち、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））
4. 保険業法施行規則第47条第6号に掲げる有価証券の貸付け
5. 保険業法施行規則第47条第9号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引
6. 保険業法施行規則第47条第10号に掲げる金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項（定義）に規定するデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イに掲げる取引、同条第22項第6号イに掲げる取引及び同条第23項に規定する取引のうち同条第21項第5号イに掲げる取引に類似する取引を除く。）